

根拠法令等（医療機関）

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（定期の健康診断）

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する**事業者**（以下この章及び第十三章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十三章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において**業務に従事する者**、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、**結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。**

（他で受けた健康診断）

第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

（通報又は報告）

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、**受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長**（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）**を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。**

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、**病院、診療所、助産所**、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第二号に掲げる施設において**業務に従事する者** **毎年度**

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（健康診断の方法）

（健康診断の方法）

第二十七条の二 法第九章の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰かくたん検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。